



証券コード：3877

第109期

# 定時株主総会招集ご通知

日時 2025年6月25日（水曜日）  
午前10時

場所 富山県高岡市新横町1番地  
ホテルニューオータニ高岡  
4階 鳳凰の間

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

## 株主総会のお土産の廃止について

ご出席くださる株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性を勘案し、株主総会におけるお土産の配布を取り止めております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時まで

- |    |                                                             |
|----|-------------------------------------------------------------|
| 議案 | 第1号議案 剰余金の処分の件                                              |
|    | 第2号議案 定款一部変更の件                                              |
|    | 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件                            |
|    | 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件 |

# 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を2025年6月25日（水）に開催する運びとなりましたので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社グループは、「ひと・もの・心」を大切にする誠実さを常に持ち続ける企業として社会に貢献するとともに、経営理念のもと、永続的に発展する強い企業グループを構築してまいります。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 福本 亮治

## 経営理念

Management Concept

私達中越パルプ工業グループは、グローバル化していく経済環境の中で、永続的に発展していくため、ひたむきに人を大切にしたものづくりに努め、国際競争を勝ち抜く強い企業創りを目指します。

### 一、愛され信頼される企業に

コンプライアンスに徹し真摯で誠実な企業活動を基本とし、品質を第一に弛まざる技術革新により常に顧客満足を希求するとともに、地域社会との共存共栄を図り、誰からも愛され信頼される企業を目指して努力を続けてまいります。

### 二、環境と社会に貢献する企業に

私たちは、省資源や省エネルギーの取り組みを継続し、リサイクル資源の有効活用に努め、地球環境に配慮した生産活動を通じて循環型社会の確立、豊かな文化社会の発展に貢献するとともに、社会の様々なニーズに積極的に対応して、安定的に良い製品とサービスを提供します。

### 三、向上心あふれる 働き甲斐のある会社に

エネルギーッシュに革新に取り組み、不撓不屈の精神であらゆる困難にも果敢に立ち向かい、会社の明るい未来のために全ての社員が力を合わせ、国際競争を勝ち抜く収益性、健全性を備えた働き甲斐のある会社をつくります。

(証券コード3877)

2025年5月30日

(電子提供措置の開始日 2025年5月29日)

株主各位

東京都中央区銀座二丁目10番6号

**中越パルプ工業株式会社**

代表取締役社長 福本亮治

## 第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第109期定時株主総会招集通知」として掲載しております。また東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.chuetsu-pulp.co.jp/ir-news/meeting>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コード(3877)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月24日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 舟

## 記

1. 日 時	2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所	富山県高岡市新横町1番地 ホテルニューオータニ高岡 4階 凤凰の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第109期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第109期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</li> </ol> <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件      第2号議案 定款一部変更の件      第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件      第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件</p>

以 上

○電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告における「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」
- ・連結計算書類における「連結注記表」
- ・計算書類における「個別注記表」

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにて、修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## ■ 事前に議決権を行使いただく場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時必着**



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限 2025年6月24日（火曜日）午後5時まで**

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

## ■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

**開催日時 2025年6月25日（水曜日）午前10時**

### ■ 機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

#### 複数回行使された場合の議決権の取扱い

##### 書面とインターネットにより重複して議決権行使された場合

インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。 | インターネットにより複数回議決権行使された場合

最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

\* インターネットにより議決権行使された後、書面にて異なる内容の議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容が有効となりますので、行使内容を変更される場合は、改めてインターネットにより議決権行使してください。

#### 賛否の表示がない場合の取扱い

ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があつたものとしてお取扱いいたします。



## インターネットによる議決権行使のご案内 「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

### 1. QRコードからスマートフォン用議決権行使 ウェブサイトへアクセス



同封の議決権行使書用紙の右下  
「スマートフォン用議決権行使  
ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの  
登録商標です。

### 2. 議決権行使方法を選ぶ



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブ  
サイト画面が開きます。  
議決権行使方法は2つあります。

- すべての会社提案議案について「賛成」する
- 各議案について個別に指示する

### 3. 各議案について個別に指示する場合、画面の 案内に従って各議案の賛否をご入力ください



### 4. 確認画面で問題なければ 「この内容で行使する」ボタンを 押して行使完了



! 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

・議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙（裏面）に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへのアクセス画面が表示されます。



## 書面による 議決権行使のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

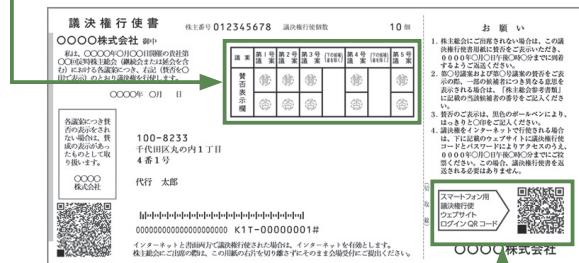
### 第1・2・4号議案

- ▶ 賛成の場合 ⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合 ⇒「否」の欄に○印

### 第3号議案

- ▶ 全員賛成の場合 ⇒「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合 ⇒「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対の場合  
⇒「賛」の欄に○印をし、反対される候補者の番号をご記入ください。

各議案について賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとさせていただきます。



スマートフォンでの議決権行使用のQRコード®が記載されています。(5ページをご参照ください)

議決権行使ウェブサイトの  
ご利用に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート（専用ダイヤル）  
0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)



## インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

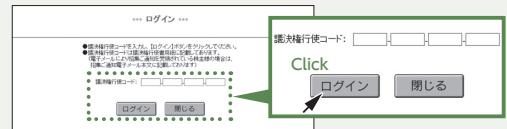
### 議決権行使ウェブサイトURL

<https://www.web54.net>

#### 1. ウェブサイトへアクセス



#### 2. ログイン



#### 3. パスワードの入力



以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

#### パスワードのお取り扱いについて

- ・パスワードは、議決権行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、印鑑や暗証番号と同様に大切に保管ください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えできません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、現在の業績状況や今後の事業展開等を勘案しながら株主資本の一定の水準を維持するとともに、収益を加味した安定配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 35円 総額 439,217,135円
	なお、既に1株につき35円の中間配当金をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき70円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月26日

#### <ご参考>1株当たり配当金の推移（単位：円）

	第105期 (2021年3月期)	第106期 (2022年3月期)	第107期 (2023年3月期)	第108期 (2024年3月期)	第109期 (2025年3月期)
中間	0	20	20	30	35
期末	0	20	30	30	35
年間	0	40	50	60	70

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

株主の皆様への利便性向上の観点から、新たに単元未満株式の買増制度を導入すべく、  
単元未満株式の買増制度に関する規定を設けるものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. ~ 3. ( 条文省略 ) ( 新 設 ) ( 新 設 )	(単元未満株式についての権利) 第9条 ( 現行どおり )  1. ~ 3. ( 現行どおり ) <u>4. 次条に定める請求をする権利</u>  (単元未満株式の買増し) 第10条 <u>当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u>
第10条～第41条 ( 条文省略 )	第11条～第42条 ( 現行どおり )

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会への諮問を経て取締役会で決定しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

**取締役候補者一覧表**

候補者番号	候補者属性	氏名	当社における地位
1	再任	植松久 うえまつひさし	代表取締役会長
2	再任	福本亮治 ふくもとりょうじ	代表取締役社長 社長執行役員
3	再任	磯部勉 いそべつとも	取締役 常務執行役員
4	新任	下川靖博 しもかわやすひろ	上席執行役員
5	再任 社外 独立	東勝次 ひがしかつじ	社外取締役

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<b>再任</b> うえ まつ ひさし <b>植 松 久</b> (1956年4月13日生) <b>【取締役在任年数】</b> 12年 <b>【取締役会への出席状況】</b> 14回/14回	1980年4月 当社入社 2005年10月 当社原材料部資材担当部長 2010年6月 当社執行役員経営管理本部副本部長兼管理部長 2011年6月 当社執行役員高岡工場長兼営業本部副本部長 2012年6月 当社上席執行役員高岡工場長兼営業本部副本部長 2012年10月 当社上席執行役員高岡工場長兼洋紙板紙営業副本部長 2013年6月 当社取締役経営管理本部長、内部監査室・東京事務所管掌 2014年6月 当社常務取締役経営管理本部長、内部監査室・東京事務所管掌 2016年6月 当社専務取締役営業本部長 2018年6月 当社専務取締役社長補佐、営業本部長 2020年6月 当社代表取締役社長、営業本部管掌 2022年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員、営業本部管掌 2023年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員、開発本部・営業本部管掌 2024年6月 当社代表取締役会長、開発本部・東京事務所管掌（現任）	7,400株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 同氏は入社以来、原料・資材調達部門、企画財務部門、営業部門、開発部門など多岐に亘る分野に携わり、紙パルプ事業に精通しております。また、2020年6月からは代表取締役社長、2024年6月からは代表取締役会長を務めており、その豊富な経験と経営に対する高い知見を当社グループの経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
<p><b>再任</b></p> <p>ふく もと りょうじ 福本亮治 (1960年10月12日生)</p> <p>【取締役在任年数】 4年</p> <p>【取締役会への出席状況】 14回/14回</p> <p><b>2</b></p>	<p>1986年4月 本州製紙株式会社入社      2003年6月 王子タック株式会社尼崎工場事務部長      2006年6月 王子チヨダコンテナー株式会社企画業務本部企画管理部マネージャー      2008年6月 王子製紙株式会社経営管理本部管理部グループマネージャー      2011年6月 王子板紙株式会社企画管理部長      2011年7月 同社事業推進本部企画管理部長      2014年4月 王子マテリア株式会社執行役員事業推進本部長      2016年4月 同社取締役事業推進本部長      2020年12月 当社執行役員経営管理本部長      2021年6月 当社常務取締役経営管理本部長、内部監査室・東京事務所管掌      2022年6月 当社取締役専務執行役員経営管理本部長、資源対策本部長、内部監査室・東京事務所管掌      2023年6月 当社代表取締役副社長、副社長執行役員経営管理本部長、資源対策本部長、内部監査室・東京事務所管掌      2024年6月 当社代表取締役社長、社長執行役員経営管理本部長、資源対策本部・内部監査室管掌（現任）</p>	3,700株

## 【取締役候補者とした理由】

同氏は経理・財務関連業務や企画管理業務に携わり、管理・経営企画部門における豊富な経験と実績を有しております。また2024年6月からは代表取締役社長として、中期経営計画に定める目標達成に向け、事業基盤確立などの諸施策を強いリーダーシップを発揮して推進しております。同氏の紙パルプ事業における豊富な経験や実績を当社グループの経営に活かすことが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<b>再任</b> いそべつとむ <b>磯部 勉</b> (1963年9月6日生) <b>【取締役在任年数】</b> 1年 <b>【取締役会への出席状況】</b> 11回/11回	1988年4月 当社入社 2010年6月 当社川内工場抄紙部長 2015年6月 当社高岡工場工場次長 2017年6月 当社執行役員高岡工場長兼営業本部副本部長 2021年6月 当社上席執行役員高岡工場長兼営業本部副本部長 2022年6月 当社常務執行役員営業本部長 2024年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長（現任）	4,704株

**【取締役候補者とした理由】**

同氏は入社以来製造部門に携わり、製紙分野における技術に関する高い知見と豊富な業務経験を有しております。2022年6月からは営業本部長を務め、紙パルプ業界の動向にも精通しております。同氏の経験や知識を当社グループの経営に活かすことが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
<b>新任</b> しもかわ やすひろ <b>下川 靖博</b> (1964年4月15日生)	1989年4月 当社入社 2011年6月 当社川内工場事務部長 2016年6月 当社高岡工場施設動力部長 2017年6月 当社川内工場工場次長兼施設動力部長 2018年6月 当社執行役員川内工場長兼営業本部副本部長 2021年6月 当社執行役員生産本部副本部長兼生産技術部長 2022年6月 当社上席執行役員高岡工場長（現任）	3,500株

**【取締役候補者とした理由】**

同氏は主に工場の製造部門に携わり、川内工場長、高岡工場長を務めるなど製造に関する幅広い知見と豊富な業務経験を有しております。生産体制再構築などの事業ポートフォリオ再編を進めるうえで、同氏の経験や知見を活かすことが期待できるため、取締役として適任と判断し、取締役候補者といたしました。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
<p><b>再任 社外 独立</b></p> <p>ひがし　かつじ <b>東 勝次</b> (1952年11月27日生) 【社外取締役在任年数】 1年 【取締役会への出席状況】 11回/11回</p> <p>5</p>	<p>1977年11月 デロイト・ハスキンズ・アンド・セルズ会計事務所入所 1981年7月 公認会計士登録 監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2000年7月 同法人代表社員 2009年8月 同法人評議員 2014年9月 公認会計士東勝次事務所設立 2015年2月 公益財団法人千葉県市町村振興協会監事（現任） 2016年6月 日本化薬株式会社社外監査役 2019年7月 一般財団法人アジア太平洋エネルギー研究センター監事（現任） 2019年8月 全国労働者共済生活協同組合連合会員外監事 2024年6月 当社社外取締役（現任）</p>	0株

#### 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

同氏は公認会計士として財務・会計に関する高い見識と豊富な実務経験に加え、他社での社外監査役の経験を通して内部監査に関する幅広い知識を有しております。同氏の豊富な経験と公認会計士としての視点から、当社の経営に対して、経営と独立した立場で助言・提言を行っていただくことができると判断したため、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
 2. 東勝次氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 取締役会出席回数は2024年度に開催された取締役会への出席回数であります。  
 上記のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。  
 4. 穂部勉氏と東勝次氏の取締役会出席回数は2024年6月26日就任以降の出席回数であります。  
 5. 東勝次氏は、当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。  
 6. 当社は、社外取締役東勝次氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。  
 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により填補することとしています。
- 各候補者は、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者に含められることとなります。

<ご参考>

選任後の経営体制

氏名	当社における地位	性別	属性	指名・報酬委員会	特に期待する分野						
					企業経営	コーポレートガバナンス	財務・会計・法務	人事戦略	事業戦略・マーケティング	環境・社会	製造技術・研究開発
うえまつ 植松 ひさし 久	取締役会長	男性	社内		●				●		
ふくもと 福本 亮治 りょうじ	代表取締役社長 社長執行役員	男性	社内	●	●	●	●	●	●	●	
いそべ 磯部 勉 つとむ	取締役 常務執行役員	男性	社内						●		●
しもかわ 下川 靖博 やすひろ	取締役 常務執行役員	男性	社内							●	●
ひがし 東 勝次 かつじ	取締役	男性	社外 独立		●		●				
くすはら 楠原 勝市 しょういち	取締役 (常任監査等委員)	男性	社内		●		●				
やまぐち 山口 敏彦 としひこ	取締役 (監査等委員)	男性	社外 独立	●	●		●				
さくらいか 櫻井佳世子 よこ	取締役 (監査等委員)	女性	社外 独立	●	●		●				

(注) 上記は、取締役がもつ知見・経験に基づく多様なスキル、専門的知見のなかから、特に期待する分野を記載しております。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第100期定時株主総会において、年額300百万円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与を含みません。）とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的向上に向けたインセンティブの強化を図り、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに、譲渡制限付株式を報酬等として付与し、または譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式または②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される当社の普通株式または金銭報酬債権の総額は、年額60百万円以内といたします。なお、本制度に基づき、対象取締役に対して、金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行または処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行または処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行または処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を

引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

本制度に基づき対象取締役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は、年66,000株を上限といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、指名・報酬委員会への諮問ならびに諮問に対する答申を受け、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は5名（うち社外取締役1名。）ですが、本株主総会で第3号議案が原案どおり承認可決されると、同じく5名（うち社外取締役1名。）となります。

本制度に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行または処分ならびにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件といたします。

## （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日（以下「本払込期日」といいます。）から当社の取締役を退任する日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

## （2）譲渡制限の解除条件

対象取締役が本払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由により退任した場合または死亡により退任した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

## （3）無償取得事由

対象取締役が、本役務提供期間中、正当な理由によらず退任した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

## （4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

## （5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

### 【譲渡制限付株式を割当てることが相当である理由】

当社は2023年3月30日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。本制度に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の価値は取締役会決議時点の時価で評価した金額で年額60百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行または処分する普通株式の総数は年66,000株を上限としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.49%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

### （ご参考）

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の取締役を兼務しない執行役員および参与に対しても上記と同内容の譲渡制限付株式を割り当てる予定です。

以上

## 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団および当社の現況

## (1) 企業集団の主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

区分	主要な事業内容
紙・パルプ製造事業	一般洋紙、包装用紙、特殊紙、板紙及び加工品原紙、衛生用紙、パルプの製造並びに販売
発電事業	売電事業
その他の事業	紙加工品の製造並びに販売、造林・緑化事業及び木材チップ、薬品の製造並びに販売、運送業、建設業、倉庫業、ナノフォレスト事業等

## (2) 企業集団の主要な営業所および工場 (2025年3月31日現在)

## ① 当社

本社	東京本社（東京都中央区） 高岡本社（富山県高岡市）
支社・営業所	大阪営業支社（大阪府大阪市） 名古屋営業所（愛知県名古屋市） 福岡営業所（福岡県福岡市） 北陸営業所（富山県高岡市）
工場	川内工場（鹿児島県薩摩川内市） 高岡工場（富山県高岡市） 生産本部 二塚製造部（富山県高岡市） ナノフォレスト事業部製造課（鹿児島県薩摩川内市）

## ② 子会社

連結子会社	三善製紙株式会社（石川県金沢市） 中越緑化株式会社（富山県高岡市） 中越物産株式会社（鹿児島県薩摩川内市） 中越ロジスティクス株式会社（富山県高岡市） 中越テクノ株式会社（富山県高岡市） 共友商事株式会社（東京都中央区） 中越エコプロダクツ株式会社（富山県高岡市）
-------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## ③ 関連会社

持分法非適用会社	○ & C アイボリーボード株式会社 (東京都中央区) ○ CM ファイバートレーディング株式会社 (東京都中央区) ○ & C ペーパーバッグホールディングス株式会社 (東京都中央区)
○ & C ペーパーバッグ ホールディングス株式 会社傘下子会社 (持分法適用会社)	中越パッケージ株式会社 (東京都中央区) 中部紙工株式会社 (愛知県半田市) 王子製袋株式会社 (東京都中央区) 王子包装 (上海) 有限公司 (中国) Japan Paper Technology (Viet Nam) Co.,Ltd. (ベトナム) Japan Paper Technology Dong Nai (VN) Co.,Ltd. (ベトナム)

## (3) 企業集団の従業員の状況 (2025年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
紙・パルプ製造事業 (発電事業含む)	826名	10名減
その他の事業	456名	7名減
合計	1,282名	17名減

(注) 発電事業につきましては、紙・パルプ製造事業と兼任しているため紙・パルプ製造事業に含めて表示しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
770名	11名減	46.4才	24.5年

## (4) 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

## ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
三 善 製 紙 株 式 会 社	100	100.0	洋紙の製造及び販売
中 越 緑 化 株 式 会 社	58	100.0	造林緑化事業、木材チップ・薬品の製造及び販売
中 越 物 産 株 式 会 社	80	100.0	運送業、造林緑化事業、木材チップ・薬品の製造及び販売、紙加工業
中越ロジスティクス株式会社	55	100.0	運送業及び紙加工業
中 越 テ ク ノ 株 式 会 社	20	100.0	各種機械類の設計施工及び修理
共 友 商 事 株 式 会 社	10	100.0	保険代理業

(注) 資本金および出資比率の単位未満は切り捨てて表示しております。

## ② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## 2. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当社グループを取り巻く経済環境は、インバウンド需要の増加や雇用・所得環境の改善等を背景として、景気は緩やかな回復基調を辿りました。一方で、中国・欧州経済の停滞、不安定な為替変動、ロシア・ウクライナや中東の情勢、米国の関税政策の行方など、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のなか当社グループは、人口減少やデジタル化進行などの社会的構造要因によるグラフィック用紙の需要減少に対応するため、新設した家庭紙マシンのフル生産および効率向上に取り組むとともに、既存マシンの安定操業、効率生産による原価低減に取り組み、収益確保に努めました。

当期の経営成績につきましては、国内スポット案件の受注、輸出拡販、衛生用紙販売に積極的に取り組んだことにより増収となりましたが、原燃料価格や物流費の上昇、修繕費等の固定費高によるコストアップを補いきれず減益となりました。

また、当社連結子会社の中越エコプロダクツ株式会社の2025年6月末を目途とした解散決議に伴い、同社が保有する固定資産の減損損失2,726百万円を計上いたしました。

この結果、当期の連結会計年度の業績は、売上高は111,009百万円（前年同期比3.0%増）、営業利益4,843百万円（前年同期比21.5%減）、経常利益5,114百万円（前年同期比25.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,761百万円（前年同期比52.4%減）となりました。

各事業部門別売上高および利益の状況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	報告セグメント			その他	合計
	紙・パルプ製造事業	発電事業	計		
外部顧客への売上高	101,407	5,622	107,029	3,979	111,009
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	13,071	13,071
計	101,407	5,622	107,029	17,051	124,080
セグメント利益	3,663	547	4,210	544	4,754

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 紙・パルプ製造事業

連結売上高  
101,407百万円  
(前年同期比4.7%増)

連結営業利益  
3,663百万円  
(前年同期比33.5%減)

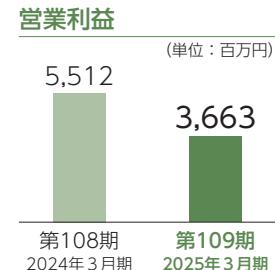
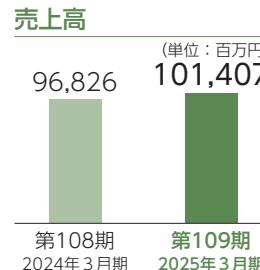
新聞用紙の全体的な需要減の状況が続く一方で、印刷用紙のスポット案件の積極的な受注、包装用紙のファストフード需要の堅調な推移や通信販売における段ボールからの代替需要、衛生用紙の販売を本格的に開始したことなどにより、国内販売数量は前期を上回りました。また輸出販売数量は、アジア地域の拡販、中東情勢悪化に伴う欧州品からの切り替え等があり前期を上回った結果、売上高は増収となりました。しかしながら、原燃料価格や物流費の上昇、修繕費等の固定費高によるコストアップを補いきれず減益となりました。

## 発電事業

連結売上高  
5,622百万円  
(前年同期比20.1%減)

連結営業利益  
547百万円  
(前年同期比33.3%増)

売電単価の下落に伴い一部の発電設備を停止したことにより売上高は減少しましたが、燃料価格の上昇を固定費等の原価低減でカバーし増益となりました。



## その他の事業

連結売上高  
17,051百万円  
(前年同期並)

連結営業利益  
544百万円  
(前年同期比95.0%増)

紙断裁選別包装・紙運送事業の取扱量が増加しましたが、建設関連事業の受注が減少したことなどにより、売上高は前期並みでした。利益については、紙・パルプ製品取扱量の増加やコスト削減の取り組みなどにより、増益となりました。



## (2) 資金調達の状況

当期におきましては、効率的な資金の運用強化と借入金の圧縮に努めてまいりました。  
(単位：百万円)

区分	第109期（当期末）	第108期（前期末）	増減
短期借入金	28,603	24,774	3,829
長期借入金	8,494	16,862	△8,368
合計	37,098	41,637	△4,538

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## (3) 設備投資の状況

当期の設備投資額は5,517百万円となりました。主な設備投資は次のとおりで、収益性の向上および生産性を維持するための工事を行っております。

### ①当期中に完成した主要設備

東京本社 東京本社ビル 再開発

### ②当期継続中の主要設備

該当事項はありません。

### 3. 企業集団および当社の財産および損益の状況の推移

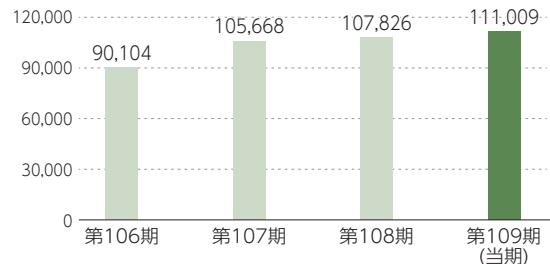
(1) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第109期(当期) (2024年4月1日 2025年3月31日)	第108期 (2023年4月1日 2024年3月31日)	第107期 (2022年4月1日 2023年3月31日)	第106期 (2021年4月1日 2022年3月31日)
売上高(百万円)	111,009	107,826	105,668	90,104
経常利益(百万円)	5,114	6,820	3,397	3,077
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,761	3,701	3,050	1,268
1株当たり当期純利益(円)	136.66	285.85	229.06	95.02
純資産(百万円)	55,941	55,601	51,633	48,620
総資産(百万円)	121,888	128,923	122,751	122,029

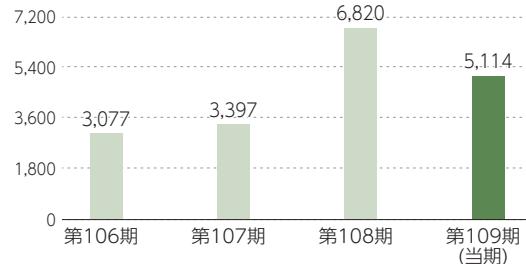
(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

#### [ご参考]

##### ■ 売上高(百万円)



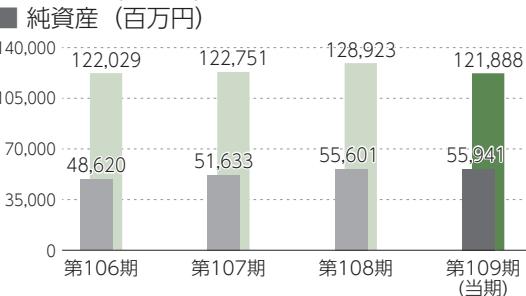
##### ■ 経常利益(百万円)



##### ■ 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)



##### ■ 総資産(百万円)



## (2) 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第109期(当期) (2024年4月1日 (2025年3月31日)	第108期 (2023年4月1日 (2024年3月31日)	第107期 (2022年4月1日 (2023年3月31日)	第106期 (2021年4月1日 (2022年3月31日)
売上高(百万円)	105,518	102,360	100,166	84,532
経常利益(百万円)	4,148	6,297	2,874	2,452
当期純利益(百万円)	1,068	3,686	2,619	854
1株当たり当期純利益(円)	82.91	284.64	196.69	63.98
純資産(百万円)	47,674	47,650	43,970	41,609
総資産(百万円)	114,390	117,605	111,815	112,435

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、人件費や物流費のさらなる上昇、継続する物価上昇、米国関税施策等の動向による国内・海外景気の下振れリスクなど厳しい環境が想定されるなか、国内紙需要については引き続き減少する見通しとなっております。

2025年度は「中期経営計画2025」の最終年度であり、中期経営計画に掲げる収益目標「営業利益40億円、R O E 5 %以上」を継続的にクリアできる事業基盤の確立に取り組むとともに、さらなる企業価値向上に向けた新中期経営計画の検討を進めてまいります。

### (1) 「中期経営計画2025」

最終年度となる2025年度は、以下項目を重点的に取り組んでまいります。

#### ①家庭紙事業

2024年2月に営業運転を開始した家庭紙マシンは順調に稼働しております。今後も安定操業と効率改善を図り、収益に貢献してまいります。

#### ②セルロース・ナノファイバー（以下「CNF」）事業

畜産・農業資材、樹脂・ゴム・再生プラスチック分野などの環境配慮型用途に重点を置き、中期的視野に立った販売活動を展開し、売上規模の拡大を図ってまいります。

#### ③カーボンニュートラル

化石燃料使用量の削減、省エネ対策の実施、植林事業の推進によりCO<sub>2</sub>の削減を推進します。

### (2) 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組み

2025年1月に「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた取り組み」を開示いたしました。当社の財務体質は2021年度以降、収益性・効率性が良化傾向にあり、業界平均以上の水準となっておりますが、P B Rが1倍を下回っていることの課題に対し、収益力の強化、政策保有株式の縮減、キャッシュアロケーションの見直し等によるR O Eの向上と、積極的なI R 関連情報の発信、株主還元のさらなる充実等によるP E Rの向上に努め、P B R改善の取り組みを進めてまいります。

### (3) 上場維持基準適合に向けた取り組み

当社は2025年3月31日基準日時点において、プライム市場上場維持基準の「流通株式時価総額」基準を充たしておらず、2026年3月末まで1年間の改善期間に入っております。プライム市場上場維持基準適合に向け、引き続き企業価値向上に取り組んでまいります。

### (4) サステナビリティの取り組み

当社グループは「ビジョン2030」に掲げた「既存事業の発展・環境ビジネスの発展・イノベーションにより、森林資源の有効活用を通じた循環型社会の構築と持続可能な未来を実現する」ために、サステナビリティ活動を推進しております。

#### ①気候変動対応

当社は、「ビジョン2030」において2030年度までの環境目標を定め、化石燃料由来CO<sub>2</sub>

削減の取り組みを進めております。さらに、2024年度にはGXリーグ\*に参画し、2050年度までのカーボンニュートラル達成に向けたロードマップを策定し、省エネやボイラーフuel等の非化石燃料、低炭素燃料への転換等を推進しております。

\*GXリーグとは、カーボンニュートラルの実現に向け、グリーントランステフォーメーション（GX）への挑戦を行う企業群が官・学と協働し、目標達成に向けて取り組む場のこと。

## ②人権に関する取り組み

サプライチェーンにおける人権尊重の取り組みに向けて、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいた人権方針を2025年3月に制定しました。本方針に基づき、当社グループが果たすべき責務を明確にし、人権尊重の取り組みをより実効的なものとともに、グループ従業員への周知教育を通じて人権意識の向上を図ってまいります。

## ③人的資本への取り組み

当社は「人材育成に関する方針」「社内環境整備に関する方針」を定めるとともに、管理職に占める女性労働者・中途採用者の合計割合および男女育児休業取得率に関する指標と目標を定め、取り組みを進めております。2024年4月には定年を60歳から65歳まで引き上げる定年延長制度を導入するなど、多様な人材の確保と教育や環境の整備に努めています。

## ビジョン2030

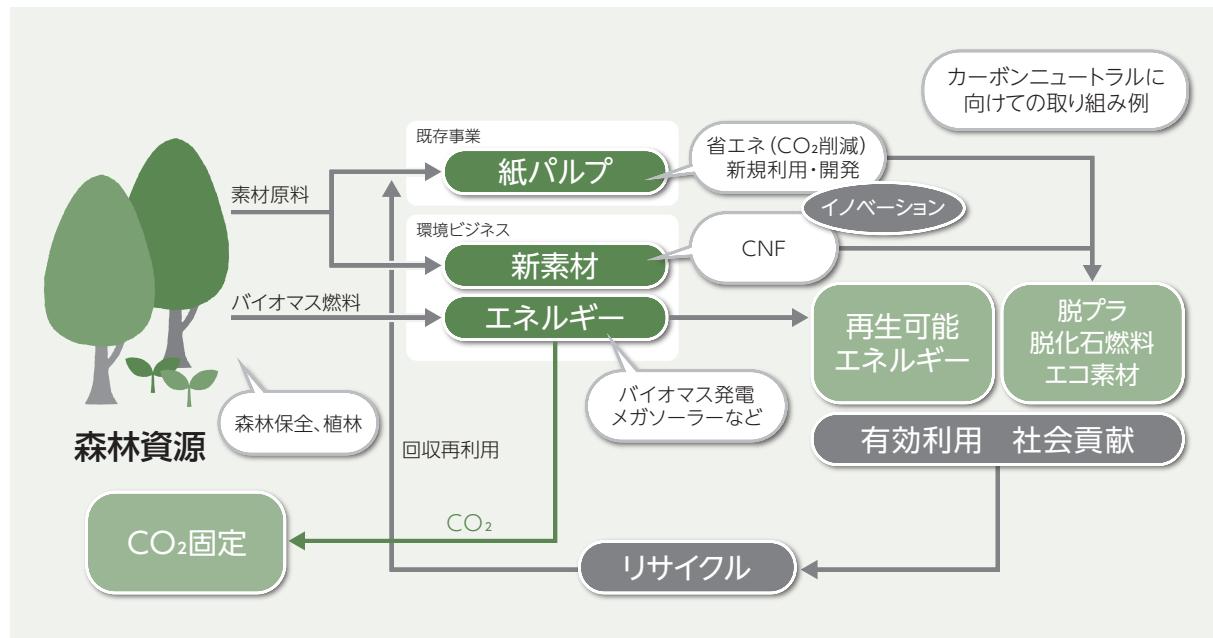
既存事業の発展・環境ビジネスの発展・イノベーションにより、森林資源の有効活用を通した循環型社会の構築と持続可能な未来を実現する



## 中期経営計画2025

- ① 既存事業の構造転換（紙に占めるグラフィック用紙の比率減 75→60%）
  - (1) 紙パルプ事業の生産体制再構築
  - (2) グループ関係会社事業の選択と集中による収益力強化
- ② 森林資源を活用した環境投資・環境ビジネス推進

### 当社が描く循環型社会構築のイメージ



## 「中期経営計画2025」進捗状況

		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
①既存事業の構造転換	(1) - I 6号マシン停機	生産集約完了	●2022年9月末 高岡工場6号マシン停機			
	(1) - II 家庭紙マシン新設		設置	稼働	●2024年2月営業運転開始	
	(1) - III 事業領域拡大	パルプ増販 (生産体制強化完了)	脱プラ需要など紙の新規利用の拡大			
		●2024年度外販パルプ販売量: 2020年度比90.6%増				
	(2) 関係会社収益力強化	三善製紙営業権譲受完了 文運堂文具事業譲渡完了				
②森林資源を活用した環境ビジネス推進・環境投資	I CNF実用化・開発加速	高機能CNF nanoforest®の新たな分野への利用拡大	設備検証テストの実施、及びサンプル販売を通じた利用拡大の推進			
	II 中越エコプロダクト	※合弁事業である中越エコプロダクト(株)は、共同出資会社である株環境経営総合研究所が破産手続き開始決定を受けたことにより、解散することになりました。今後は、新たな事業の可能性を模索するとともに、新たな形態での事業化に向けた検討を進めてまいります。	●化粧品原料への新規採用、エレクトロニクス分野での利用拡大			
	III バイオマス発電(検討)		検討			
	IV 既存ボイラーオリガ化	削減取り組み中	●2024年度実績: 石炭使用量2020年度比65%削減(16,750t-CO <sub>2</sub> 削減)			
	V 植林事業	2030年度までに1,000haを目指し実施中	●2022年度より着手、順次拡大予定			

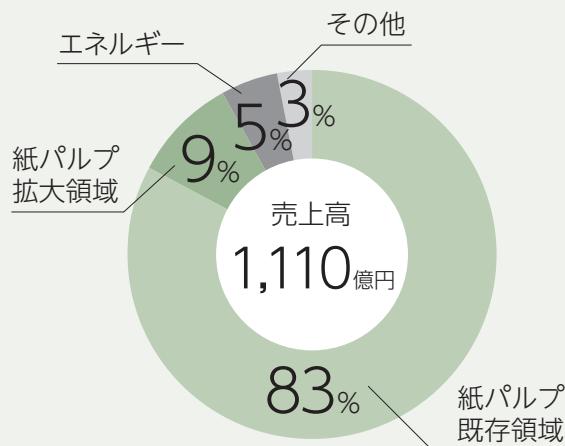
## ・事業ポートフォリオ・環境目標・収益目標について

### ○事業ポートフォリオ

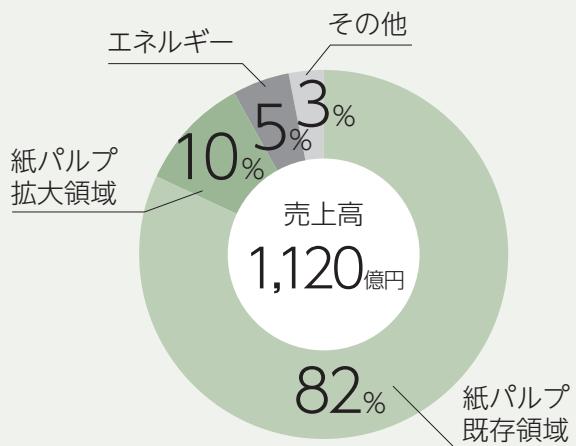
バイオマス発電を主力とするエネルギー事業、CNFを中心とする環境ビジネス事業の強化、紙パルプ事業では家庭紙分野、製品パルプなど成長が期待できる分野へ集中することで、収益の安定化を図ります。

※計画の進捗や製品価格改定等、現在の状況を考慮し、2025年度について当初の見通しから見直しを行っております。

### 2024年度実績



### 2025年度見通し



#### エネルギー

バイオマス発電(検討)

#### 環境ビジネス

セルロース・ナノファイバー

#### 紙パルプ

拡大領域

家庭紙・パルプ  
新規利用・開発など

既存領域

グラフィック用紙など

### ○2030年度環境目標

カーボンニュートラル社会の実現に向けて、製造工程における化石燃料由来のCO<sub>2</sub>排出量を2030年度までに50%削減(2013年度比)する。

### ○2025年度収益目標

	2025年度(目標)	2024年度(実績)	2023年度(実績)
営業利益	40億円	48億円	62億円
ROE	5%以上	3.1%	6.9%

## 5. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	植 松 久	開発本部・東京事務所管掌
代表取締役社長 社長執行役員	福 本 亮 治	経営管理本部長、 資源対策本部・内部監査室管掌
取 締 役 常務執行役員	松 本 光 史	生産本部長
取 締 役 常務執行役員	磯 部 勉	営業本部長
取 締 役 (社外)	東 勝 次	公認会計士
取 締 役 (常任監査等委員)	楠 原 勝 市	(常勤)
取 締 役 (社外) (監査等委員)	山 口 敏 彦	弁護士
取 締 役 (社外) (監査等委員)	櫻 井 佳 世 子	

(注) 1. 当期中の取締役の異動

(1) 2024年6月26日就任

取締役 磯部 勉

取締役 (社外) 東 勝次

2. 取締役東勝次氏ならびに取締役 (監査等委員) 山口敏彦氏および櫻井佳世子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

3. 取締役東勝次氏ならびに取締役 (監査等委員) 山口敏彦氏および櫻井佳世子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しております。

4. 取締役 (監査等委員) 山口敏彦氏は、弁護士として高度で幅広い知見を有しており、豊富な実務経験と専門的知見を活かして監査等委員としての職務を果たしております。

5. 取締役 (監査等委員) 櫻井佳世子氏は、米国公認会計士 (U S C P A) 試験合格など、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

6. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査室との連携を充実させ、監査等委員会の監査・監督機能の強化を図るため、常任 (常勤) の監査等委員を選定しております。

7. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役東勝次氏、社外取締役 (監査等委員) 山口敏彦氏および櫻井佳世子氏との間で、

当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

## 8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、犯罪行為、私的な利益・便宜供与、故意行為等に起因する損害賠償は填補の対象外としております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役（社外取締役を含む）および執行役員であり、すべての保険料を全額当社が負担しております。

## (2) 取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等に係る決定方針を、2023年3月30日開催の取締役会において決議しております。

#### イ) 決定方針の内容の概要

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の安定的・持続的な向上を図るための報酬体系として、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的な報酬については、各取締役の職責に応じた固定報酬を支払うこととする。

##### 2. 取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて定めた内規に基づいて決定するものとする。

##### 3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の報酬等の内容の決定については、株主総会の決議による報酬総額の限度内で、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとし、その権限の内容は代表取締役社長が、会社の業績や経営内容、職責および考課等を総合的に勘案して、内規に定めている一定の基準に従い、取締役の個人別の報酬額を決定することとする。

ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを任意の指名・報酬委員会にて確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等は取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長植松久氏（当時。主な担当：社長執行役員開発本部・営業本部管掌）が具体的な内容を決定しております。代表取締役社長は、報酬に関する内規に基づき、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案のうえ、指名・報酬委員会に諮問し、その答申を受け決定しております。代表取締役社長にこれらの権限を委任した理由は、当社全体の経営状況等を客観的かつ的確に捉えつつ、各取締役の評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断しているからであります。

## ③取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は2016年6月28日開催の第100期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名です。

監査等委員である取締役の報酬等の額は、2016年6月28日開催の第100期定時株主総会において年額70,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

## （3）取締役の報酬等の総額

区分	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役（監査等委員である取締役を除く。） (うち社外取締役)	5 (1)	135 (5)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (2)	29 (13)
合 計	8	165

（注）百万円未満は切り捨てて表示しております。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職の状況および当社との関係

該当事項はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
社外取締役	東 勝 次	取締役会 11回／11回中	2024年6月26日就任以降に開催された取締役会の全てに出席し、公認会計士としての専門性と、他会社の社外監査役としての豊富な経験に基づき、当社の経営全般に関する提言・助言およびリスクの指摘や問題提起と意見表明を適宜行うなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役 (監査等委員)	山 口 敏 彦	取締役会 14回／14回中  監査等委員会 13回／13回中	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会の全てに出席しております。取締役会と監査等委員会いずれにおいても、他会社の社外監査役としての豊富な経験と、主に弁護士としての専門的見地から、適宜当社の経営全般や事業の健全性に関する意見・助言を行うなど、当社の意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしていただいております。
社外取締役 (監査等委員)	櫻 井 佳 世 子	取締役会 14回／14回中  監査等委員会 13回／13回中	当事業年度に開催された取締役会、監査等委員会の全てに出席しております。取締役会と監査等委員会いずれにおいても、外資系金融機関の経理部門における豊富な実務経験に基づき、主に財務および会計に関する意見・助言を適宜行い、経営の意思決定における妥当性および適正性を確保するための適切な役割を果たしていただいております。

(注) 1. 取締役会および監査等委員会への出席回数は2024年度に開催された取締役会および監査等委員会への出席回数であります。上記のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

2. 東勝次氏の出席回数は2024年6月26日就任以降の出席回数であります。

## 6. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 45,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 13,354,688株  
     (自己株式 805,627株含む)  
 (3) 株主数 10,799名 (対前期末比 1,321名の増)  
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
王子ホールディングス株式会社	2,753	21.94
日本紙パルプ商事株式会社	710	5.66
新生紙パルプ商事株式会社	564	4.50
K P P グループホールディングス株式会社	534	4.25
I N T E R A C T I V E B R O K E R S L L C	500	3.98
株式会社北陸銀行	459	3.65
農林中央金庫	301	2.40
中越パルプ工業従業員持株会	249	1.99
株式会社みずほ銀行	201	1.60
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	148	1.18

(注) 1. 持株数の千株未満および持株比率の単位未満は切り捨てて表示しております。  
 2. 当社は、自己株式805,627株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 7. 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額 (百万円)
農林中央金庫	8,032
株式会社北陸銀行	6,968
株式会社みずほ銀行	6,780

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 8. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額	39百万円
② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益合計額	39百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、監査の遂行状況および報酬見積りについて、過年度の実績等を勘案し、その妥当性について検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性・独立性・専門性および内部統制体制、監査計画、監査の方法と結果など職務執行の状況について審議のうえ、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることいたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した選定監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、現在の業績状況や今後の事業展開等を勘案しながら株主資本の一定の水準を維持するとともに、収益を加味した安定配当を継続して実施することを基本方針としております。

現段階において、経営責任の明確化と経営の透明性を確保するためにも株主総会において、剰余金の配当等の決議を諮ることが適切であると考えておりますので、当社は、定款に会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨の定めを設けておりません。

これからも株価の動向や財務状況を考慮しながら適切に対応してまいります。

## 10. 取締役会の実効性の評価

当社では、取締役会の機能を向上させ、ひいては企業価値を高めることを目的として、取締役会の実効性につき、自己評価・分析を毎年実施しております。

### (1) 実施方法

2025年2月に取締役会の構成員であるすべての取締役（社外取締役・監査等委員を含む）を対象にアンケートを実施。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。外部機関からの集計結果の報告を踏まえたうえで、2025年4月の取締役会において報告・検証を行っております。

### (2) 評価結果の概要

「取締役会の構成」「取締役会の運営」「取締役会の議論」「取締役会のモニタリング機能」「社外取締役（監査等委員含む）のパフォーマンス」「取締役に対する支援体制」「トレーニング」「株主（投資家）との対話」「取締役自身の取組み」「指名・報酬委員会の運営」という10の観点から評価を実施した結果、取締役会の実効性は引き続き適正に確保されていると認識いたします。

### (3) 今後の課題

前回実施した実効性評価で課題と認識された経営計画の進捗に対するモニタリングや株主との対話の取り組みに関しては、引き続き改善の余地が確認されました。また、新たに資本効率を意識した経営戦略・経営計画の議論の実施に関しても改善の余地が確認されました。

本評価の結果を踏まえ、十分な検討と議論を深めながら、課題解決に向けた取り組みを順次進め、取締役会のさらなる実効性の確保と、コーポレートガバナンスの向上に努めてまいります。

## 11. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けた不断の努力によって倫理観を持った透明なコーポレートガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えている。

ここに、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するため、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図るものとする。

### (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長は、取締役および使用人の職務の適法性を確保するため、行動指針として「経営理念」および「中越パルプ工業グループ企業行動憲章」を定め、全役職員に周知徹底を図るとともに、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを繰り返し各役職員に伝え、全取締役は、社内のあらゆる会議において自由な意見の交換と徹底した議論、実質的な論議を深めることを実践する。
- ② 内部監査室は、当社グループ全体の運営状況について、監査する権限を持ち、独立した立場で客観的にリスク評価と業務プロセスの有効性の判断を行い、継続して内部統制システムの構築とコンプライアンスの推進を指導する。
- ③ 社内および社外に「内部通報窓口」を設置するとともに、「目安箱」を設置するなど、法令遵守はもとより、品質、安全、環境、人権、倫理といった様々な視点から当社グループのコーポレートガバナンスの確立を目指した体制を整える。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として屈しない態度を貫くことを宣言し、平素から警察等の外部専門機関と連携を取りながら毅然とした対応を行う。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る文書ならびに情報等については、文書管理規程に従い書面または電磁的記録媒体に記録し適切に保存および管理する。
- ② 取締役は、取締役の職務の執行に係る文書ならびに情報等について、必要に応じて閲覧することができる。
- ③ 情報管理の複雑化に対応するセキュリティー管理体制の構築を図るため、情報システムに関する規程を定め運用・管理する。

## (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制委員会規程に基づき代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、業務遂行上起こりうるあらゆるリスクの監視、発見にあたる。
- ② あらゆるリスクを未然に防ぐ態勢を強化するとともに、リスク発生時に迅速かつ適切な対応ができる管理体制の確立を図る。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じ会計監査人または他の取締役若しくはその他の者から報告を受けることとしており、以下のような特別な事項に関する報告があった場合は、監査等委員会において必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。
  - i 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実
  - ii 取締役の職務遂行に関する不正行為
  - iii 取締役の法令、定款に違反する重大な事実

## (4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役と執行役員体制をもって意思決定の迅速化と効率化を図るとともに、経営の客觀性を高めるために独立社外取締役を2名以上置き、幅ひろい見識と先見力で経営の監視を受ける。
- ② 重要な経営判断が求められる事項については、取締役会規程および取締役会規程細則に定める意思決定ルールに従い、業務を遂行する。日常の職務遂行については、業務分掌規程に基づき、各部門の責任者がその権限の範囲内で意思決定を行う。
- ③ 取締役会は、当社グループの財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、その結果を定期的に検証し、評価・改善を行い、業務の効率化を実現する。

## (5) 当社および子会社からなる企業集団におけるその他業務の適正を確保するための体制

企業集団の頂点に立つ親会社の全取締役は、グループ全体の運営においてあらゆるステークホルダーに対し説明責任を負うことを認識している。

- ① 経営管理担当取締役は、グループ事業に関する統括部門の責任者として、グループ企業の独立性を尊重しながら、常に業務プロセスに関する法令遵守体制やリスク管理を指導、モニタリングし、グループの各セグメントに対して横断的な管理を行う。
- ② 当社取締役およびグループ各社の社長は、それぞれの業務執行にあたり、適正を確保するための体制を確立する権限と責任を有している。

- ③ 監査等委員会は、独自にまたは会計監査人と連携して当社グループのリスク管理、コンプライアンス、財務の適正に関する事項等について監査を行い、その結果を監査等委員会で検証し、必要に応じて改善等の指導を行う。
- (6) **当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびにその使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性と監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保の観点を含め協議する。
  - ② 監査等委員会は、果たすべき監査業務を遂行する体制が保障されており、監査等委員会運営に関する事務など監査等委員会を補助する業務については、監査等委員会規程において定める担当部門がこれに当たるため、現在専属の使用人は配置していない。
- (7) **当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制および子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制**
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会において、職務の執行状況等について隨時報告を行い、監査等委員会は、必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人に対し隨時その職務に関する報告を求める。
  - ② 監査等委員会は、取締役、使用人等に対して業務および財産に関する必要な情報の提出、説明の要請を行うことができ、取締役および使用人等は、その権限の行使を妨げることはできない。
  - ③ 財務諸表の適正性については、ＩＴを活用した検証が可能となっており、経営管理担当取締役を作成責任者として、取締役会の承認をもってその有効性を確保している。
- (8) **その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われていることを確保するための体制**
- ① 監査等委員会は、必要に応じて当社と子会社の監査を行い、トップマネジメントに対して指摘を行うことができる。
  - ② 専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、会計監査人と連携を図り、法令、定款、社内規則等の遵守および業務執行、経営の透明性の確保、適時開示、諸リスクに対する内部統制、資産の保全管理、子会社への指導、連結経営などの状況把握のため重要会議に出席している。

- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）との懇談、当社と子会社各部門への聴取と意見交換、資料閲覧、会計監査人の監査時の立会い、および監査内容についての説明を受けるとともに意見交換を行い、内部監査室と連携を取りながら企業集団の適切な意思疎通と経営の効率的な監査業務の遂行を図っている。
- ④ 当社は、監査等委員会への報告を行った者が、これを理由に不利益な扱いを受けることのないよう内部通報規程により保護しており、その旨を当社および子会社の全役職員に周知徹底する。

## （運用状況の概要）

当社グループは、内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、行動規範、規則等を定め、当社および子会社の全役職員に周知徹底を図ることで、当社における最適なガバナンスの実現に向けて取り組んでおります。

当期の運用状況につきましては、内部統制委員会を年2回開催して、内部監査や内部通報の状況、コンプライアンスに関する職場ミーティングの実施状況などについて確認を行いました。

この結果、当社グループの経営に重大な影響をおよぼす事項、内部通報規程に定める是正対象事項や法令・定款に違反する行為等は認められなかったことから、内部統制システムは適正に運用されていると判断しております。

## 連結計算書類

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	54,612	流 動 負 債	52,103
現 金 及 び 預 金	9,005	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	16,928
受 取 手 形 、 売 掛 金 及 び 契 約 資 産	26,090	短 期 借 入 金	28,603
商 品 及 び 製 品	10,353	リ 一 ス 債 務	32
仕 掛 品	654	未 払 法 人 税 等	569
原 材 料 及 び 貯 藏 品	6,179	賞 与 引 当 金	572
そ の 他	2,333	災 害 損 失 引 当 金	124
貸 倒 引 当 金	△3	そ の 他	5,271
固 定 資 産	67,275	固 定 負 債	13,843
( 有 形 固 定 資 産 )	(50,894)	長 期 借 入 金	8,494
建 物 及 び 構 築 物	15,026	リ 一 ス 債 務	65
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	26,713	退 職 給 付 に 係 る 負 債	5,057
土 地	7,601	環 境 対 策 引 当 金	80
建 設 仮 勘 定	1,045	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	43
そ の 他	507	そ の 他	101
( 無 形 固 定 資 産 )	(192)	負 債 合 計	65,946
無 形 固 定 資 産	192		
( 投 資 そ の 他 の 資 産 )	(16,188)	( 純 資 産 の 部 )	
投 資 有 価 証 券	11,651	株 主 資 本	53,370
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,520	資 本 金	18,864
繰 延 税 金 資 産	1,759	資 本 剰 余 金	16,253
そ の 他	314	利 益 剰 余 金	19,267
貸 倒 引 当 金	△58	自 己 株 式	△1,014
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,515
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,687
		為 替 換 算 調 整 勘 定	275
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	552
		非 支 配 株 主 持 分	△945
		純 資 産 合 計	55,941
資 产 合 计	121,888	負 債 純 資 産 合 計	121,888

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目		金額
売 上 高		111,009
売 上 原 価		93,910
売 上 総 利 益		17,098
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		12,255
営 業 利 益		4,843
當 業 外 収 益		
受 取 利 息	56	
受 取 配 当 金	214	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	325	
そ の 他	132	729
當 業 外 費 用		
支 払 利 息	287	
為 替 差 損	76	
そ の 他	93	457
經 常 利 益		5,114
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	3
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	367	
減 損	2,726	
災 害 に よ る 損 失	182	
そ の 他	1	3,278
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,840
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		
法 人 税 等 調 整 額	992	
当 期 純 利 益	31	1,023
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		816
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		944
		1,761

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己式	株資 本合 計	その他有価 証券評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調整 累計額		
当期首残高	18,864	16,253	18,347	△409	53,056	2,387	189	△31	2,545	△0 55,601
当連結会計年度中の変動額										
剰余金の配当(△)			△841		△841				—	△841
親会社株主に帰属する当期純利益			1,761		1,761				—	1,761
自己株式の取得(△)				△604	△604				—	△604
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)					—	299	86	584	970	△944 25
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	919	△604	314	299	86	584	970	△944 340
当期末残高	18,864	16,253	19,267	△1,014	53,370	2,687	275	552	3,515	△945 55,941

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 注記表(連結)

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数……7社

主要な連結子会社の名称

……………三善製紙株

主要な非連結子会社の名称

……………中越パルプ木材株

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数……6社

会社等の名称

……………中越パッケージ株、中部紙工株、王子製袋株、王子包装（上海）有限公司、

Japan Paper Technology (Viet Nam) Co.,Ltd..

Japan Paper Technology Dong Nai (VN) Co.,Ltd.

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な会社等の名称

……………OCMファイバートレーディング株

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 4. 会計方針に関する事項

### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

#### ①有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、主として移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

#### ②棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### ①有形固定資産（リース資産を除く）

減価償却は以下の方法を採用しております。

当社

本社（二塚製造部・ナノフォレスト製造課除く）……………定率法を採用しております。

川内工場・高岡工場・二塚製造部・ナノフォレスト製造課……………定額法を採用しております。

連結子会社……………主として定率法

（但し、当社の本社及び連結子会社は、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

#### ②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

### ③災害損失引当金

令和6年能登半島地震に伴う資産の復旧等に要する支出に備えるため、当連結会計年度末における見積額を計上しております。

### ④環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要額を計上しております。

### ⑤関係会社事業損失引当金

関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### ①退職給付に係る会計処理の方法

#### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

#### ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を発生の連結会計年度から費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

#### ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ②のれんの償却方法及び償却期間

#### ・のれんは、5年間で均等償却しております。

## ③収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。  
(紙・パルプ製造事業)

紙・パルプ製造事業においては、主に紙・パルプの製造及び販売を行っております。当該商品及び製品の販売について、原則として、商品及び製品を顧客へ引渡し、顧客の検収を受けた時点において顧客が当該商品及び製品の支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

但し、国内取引については、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出取引については、貿易条件に応じ、収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品及び値引き等を控除した金額で測定しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### ①繰延税金資産の回収可能性

#### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,759百万円

#### 2. 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用する課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定しております。国内紙需要については引き続き減少する見通しではありますが、新設した家庭紙マシンの安定操業と効率改善等を織り込んだ将来の課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産を計上しております。将来の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

# 連結計算書類

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	68百万円
電子記録債権	595
売掛金	25,405
契約資産	21

2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 58百万円

3. 担保に供している資産

	左記に対応する債務		
建物及び構築物	3,711百万円	短期借入金	2,600百万円
機械装置及び運搬具	866	長期借入金	1,208
土 地	2,113	支払手形及び買掛金	9
合 計	6,692	合 計	3,818

4. 有形固定資産の減価償却累計額 261,789百万円

5. 保証債務

昭和木材有限会社	23百万円
従業員（住宅融資）	14
合 計	37

## (連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 110,882百万円

## 2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
富山県高岡市	事業用資産	建物及び構築物	423百万円
		建設仮勘定	2,233
		繰延資産	69
		計	2,726

当社グループは、管理会計上の事業ごとに資産のグルーピングを行っております。

事業用資産については、収益性低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、不動産鑑定評価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

当連結会計年度末の発行済株式総数 普通株式 13,354,688株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年 6月26日	普通株式	388百万円	30円00銭	2024年 3月31日	2024年 6月27日
2024年 11月12日	普通株式	453百万円	35円00銭	2024年 9月30日	2024年 12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年 6月25日	普通株式	439百万円	利益剰余金	35円00銭	2025年 3月31日	2025年 6月26日

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 4,533円15銭

2. 1株当たり当期純利益 136円66銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象に関する注記)

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社である中越エコプロダクツ株式会社（本社：富山県高岡市、以下「中越エコプロ」といいます。）を2025年6月末を目途に解散することを決議いたしました。

### (1)解散の理由

株式会社環境経営総合研究所（本社：東京都渋谷区、以下「環境経営」といいます。）との共同出資にて中越エコプロを設立し、脱プラスチック関連事業の検討を進めて参りました。

その後、環境経営が2025年3月26日に東京地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことにより、当初予定していた合弁事業を継続することができなくなったため、共同出資会社である中越エコプロを解散することいたしました。

### (2)解散する子会社の概要

- ① 名称 中越エコプロダクツ株式会社
- ② 所在地 富山県高岡市材木町1番地12
- ③ 資本金 100百万円
- ④ 出資比率 中越パルプ工業株式会社 51%  
株式会社環境経営総合研究所 49%
- ⑤ 事業内容 紙パウダーと合成樹脂を混合したバイオマス素材の製造販売

### (3)解散及び清算の日程

2025年6月 当該子会社の解散決議（予定）

2025年9月 清算結了（予定）

### (4)当該子会社の状況

資産総額 972百万円

負債総額 3,752百万円

### (5)当該解散による損益への影響

当該解散及び清算に伴う当連結会計年度の損益に与える影響は、連結決算で2,726百万円、個別決算で2,508百万円の特別損失を計上いたしました。また、翌連結会計年度の損益に与える影響は現在精査中であります。

## (金融商品に関する注記)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。（（注2）を参照してください。）また、「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,836	5,836	—
(2) 関係会社長期貸付金	2,520	2,393	△126
(3) 長期借入金	(8,494)	(8,228)	△266

(\*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

# 連結計算書類

## (注1) 有価証券に関する事項

### 投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額は0百万円であり、売却益の合計額は0百万円であります。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	2,479	5,788	3,309
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	70	47	△22
合 計	2,550	5,836	3,286

## (注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	5,814

これらについては、「その他有価証券」には含めておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
受取手形	68	—	—	—
電子記録債権	595	—	—	—
売掛金	25,405	—	—	—
契約資産	21	—	—	—
関係会社長期貸付金	—	2,520	—	—

## (注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
長期借入金	9,774	8,471	22	—

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券 株式	5,836	—	—	5,836
資産計	5,836	—	—	5,836

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
関係会社長期貸付金	—	2,393	—	2,393
資産計	—	2,393	—	2,393
長期借入金	—	8,228	—	8,228
負債計	—	8,228	—	8,228

#### (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (収益認識に関する注記)

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	紙・パルプ製造事業	発電事業	計		
紙	88,425	—	88,425	—	88,425
パルプ	12,982	—	12,982	—	12,982
発電事業	—	5,622	5,622	—	5,622
その他	—	—	—	3,852	3,852
顧客との契約から生じる収益	101,407	5,622	107,029	3,852	110,882
他の売上高	—	—	—	126	126
外部顧客への売上高	101,407	5,622	107,029	3,979	111,009

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ナノフォレスト事業、紙加工品製造事業、運送事業、設備設計施工・修理事業、原材料事業、紙断裁選別包装事業等を含んでおります。

#### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表 会計方針に関する事項 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### (1) 契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債(期首残高)	0百万円
------------	------

契約負債(期末残高)	58百万円
------------	-------

契約負債は、主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

### (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 計算書類

貸借対照表（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金額	科 目	金額
( 流動資産の部 )		( 流動負債の部 )	
現金及び預金	53,135	支払手形	55,718
電子記録	8,723	掛入金	523
売上商品	334	子期借入金	9,712
仕販品及び製品	24,429	短期借入金	4,456
原材料及び貯蔵品	9,892	年内返済予定の長期借入金	23,011
前払費用	587	一年内返済予定の長期借入金	9,283
短期貸入	5,943	一時預金	20
未収の料金	209	未払法人税	386
そ貸倒引当	2,859	未払消費税	451
固定資産(有形固定資産)	△279	未払消費税	636
建構築機械及び工具・器具・備	61,254	未賞与引当金	3,546
車両及び運搬工具	(48,826)	災害損失引当金	395
建設計設施	11,240	関係会社債務保証損失引当金	124
ソフトウエア	2,459	設備関係支払手形	2,181
その他	26,268	設備関係電子記録債務	52
(無形固定資産)	2	その他の	784
ソフトライセンス	392	固定負債	150
建物	7,399	長期借入金	10,997
資本	55	一時預金	6,310
資本	1,007	退職給付引当金	43
資本	(120)	環境対策引当金	4,418
資本	107	関係会社事業損失引当金	80
資本	13	資産除去債務	43
(投資その他の資産)	(12,307)	長期預り	93
投資有価証券	6,193	負債合計	8
関係会社株式	1,304	(純資産の部)	66,715
長期貸付	12	株主資本	45,201
関係会社長期貸付	2,520	(資本金)	(18,864)
破産更生債権	4	(資本剰余金)	(15,971)
長期前払費用	121	(資本準備金)	15,971
繰延税金	2,064	(利益剰余金)	(11,379)
そ貸倒引当	131	利益準備金	1,254
	△43	その他利益剰余金	
		固定資産圧縮積立金	58
		別途積立金	12,300
		繰越利益剰余金	△2,233
		(自己株式)	(△1,014)
		評価・換算差額等	2,473
		その他有価証券評価差額金	2,473
資産合計	114,390	純資産合計	47,674
		負債純資産合計	114,390

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			105,518
売 上 原 価			89,537
売 上 総 利 益			15,981
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			11,824
営 業 利 益			4,156
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	62		
受 取 配 当 金	209		
そ の 他	146		417
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	257		
為 替 差 損	76		
そ の 他	91		426
経 常 利 益			4,148
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	364		
子 会 社 株 式 評 価 損	51		
関 係 会 社 債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	2,181		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	276		
災 害 に よ る 損 失	182		3,056
税 引 前 当 期 純 利 益			1,092
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	779		
法 人 税 等 調 整 額	△755		23
当 期 純 利 益			1,068

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金		利益剰余金					
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金合計	
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,864	15,971	15,971	1,254	59	12,300	△2,461	11,152
当期中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩(△)		—		△1			1	—
剰余金の配当(△)		—					△841	△841
当期純利益		—					1,068	1,068
自己株式の取得(△)		—						—
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)		—						—
当期中の変動額合計	—	—	—	—	△1	—	228	226
当期末残高	18,864	15,971	15,971	1,254	58	12,300	△2,233	11,379

自己株式	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△409	45,579	2,071	2,071	47,650
当期中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩(△)		—		—	—
剰余金の配当(△)		△841		—	△841
当期純利益		1,068		—	1,068
自己株式の取得(△)	△604	△604		—	△604
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)		—	402	402	402
当期中の変動額合計	△604	△378	402	402	24
当期末残高	△1,014	45,201	2,473	2,473	47,674

(注) 百万円未満は切り捨てて表示しております。

## 注記表(個別)

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

- 有価証券………①子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法  
②その他有価証券  
・市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
・市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
- 棚卸資産………商品・製品  
総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）  
半製品・仕掛品・原材料・貯蔵品  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産………本社（二塚製造部・ナノフォレスト製造課除く）…定率法を採用しております。  
（リース資産を除く）川内工場・高岡工場・二塚製造部・ナノフォレスト製造課…定額法を採用しております。

（但し、本社は、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年 機械及び装置 4～17年

- 無形固定資産………定額法を採用しております。  
（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

長期前払費用………定額法を採用しております。

- リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

- 貸 倒 引 当 金……… 売掛金・貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- 賞 与 引 当 金……… 従業員の賞与の支払に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- 災 害 損 失 引 当 金……… 令和6年能登半島地震に伴う資産の復旧等に要する支出に備えるため、当事業年度末における見積額を計上しております。
- 関係会社債務保証損失引当金……… 関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、当社が負担することが見込まれる額を計上しております。
- 退 職 給 付 引 当 金……… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を発生の事業年度から費用処理することとしております。
- 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
- 環 境 対 策 引 当 金……… 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、今後発生が見込まれるPCB廃棄物の処理費用に充てるため、その所要額を計上しております。
- 関係会社事業損失引当金……… 関係会社における事業損失等に備えるため、今後の損失負担見込額を計上しております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### （紙・パルプ製造事業）

紙・パルプ製造事業においては、主に紙・パルプの製造及び販売を行っております。当該商品及び製品の販売について、原則として、商品及び製品を顧客へ引渡し、顧客の検収を受けた時点において顧客が当該商品及び製品の支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客の検収を受けた時点で収益を認識しております。

但し、国内取引については、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であることから、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。また、輸出取引については、貿易条件に応じ、収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品及び値引き等を控除した金額で測定しております。

## 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

### 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

## (会計方針の変更に関する注記)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

## (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

### ①繰延税金資産の回収可能性

- 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,064百万円

- 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

# 計算書類

## (貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権の残高は、それぞれ以下のとおりです。

電子記録債権	334百万円
売掛金	24,429

2. 担保に供している資産

	左記に対応する債務	
建 物	3,404百万円	短期借入金
構 築 物	307	長期借入金
機械及び装置	866	(1年以内返済分を含む)
土 地	2,086	
合 計	6,664	合 計
		3,808

3. 有形固定資産の減価償却累計額 253,315百万円

4. 保証債務

昭和木材有限会社	23百万円
従業員(住宅融資)	14
合 計	37

5. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務 (区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	3,369百万円
短期金銭債務	12,751

## 計算書類

### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引	売上高 仕入高	2,032百万円 54,531
2. 関係会社との営業取引以外の取引高		137百万円
3. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額		105,392百万円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末の自己株式の種類及び株式数	普通株式	805,627株
------------------	------	----------

# 計算書類

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

退職給付引当金	1,392百万円
投資有価証券評価損	298
減損損失	1,036
ゴルフ会員権評価損	25
資産除去債務	28
賞与引当金	121
繰越欠損金	37
その他	1,147
繰延税金資産小計	4,087
評価性引当額	△1,273
繰延税金資産合計	2,814

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△722百万円
固定資産圧縮積立金	△26
繰延税金負債合計	△749

### 繰延税金資産の純額

2,064

## (関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	中越ロジスティクス株式会社	(所有)直接100%	資金の借入	CMSによる資金の借入(純額) 支払利息(注1)	270百万円 1百万円	短期借入金	1,639百万円
子会社	中越物産株式会社	(所有)直接100%	資金の借入	CMSによる資金の借入(純額) 支払利息(注1)	391百万円 1百万円	短期借入金	1,907百万円
子会社	中越エコプロダクツ株式会社	(所有)直接51%	資金の貸付	資金の貸付(純額) 当社からの貸付金に対する担保提供(注2) 受取利息(注2)	276百万円 276百万円 0百万円	短期貸付金	276百万円
			債務保証	同左(注4)	2,181百万円	—	一百万円
関連会社	O&Cアイボリーボード株式会社	(所有)直接50%	資金の貸付	資金の貸付(純額) 受取利息(注3)	△540百万円 46百万円	短期貸付金 関係会社長期貸付金	1,090百万円 2,520百万円
			商品の仕入	同左(注5)	7,155百万円	買掛金	1,534百万円
関連会社	OCMファイバートレーディング株式会社	(所有)直接16%	輸入チップの購買	同左(注6)	26,618百万円	買掛金	3,597百万円

(注1) 取引条件は、中越パルプ工業株式会社グループのCMSに参加する企業相互間で余剰資金を融通するため、当社と参加会社である中越ロジスティクス株式会社及び中越物産株式会社との間で締結されたCMS基本契約書によります。

(注2) 資金の貸付にあたっては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、貸付に当たり同社所有の建物等を担保として受け入れております。

(注3) 資金の貸付にあたっては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。  
なお、担保は受入れておりません。

(注4) 債務保証については、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

(注5) 商品の仕入については、売買基本契約書等に基づき一般の取引条件を参考に決定しております。

(注6) 輸入チップの購買については、売買基本契約書等に基づき一般の取引条件を参考に決定しております。

## (収益認識に関する注記)

連結注記表と同一であります。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 3,799円05銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 82円91銭    |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象に関する注記)

連結計算書類「重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、記載を省略しております。

## 監 査 報 告 書

### 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

#### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

中越パルプ工業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 新島 敏也  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 中山 孝一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中越パルプ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び查閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

中越パルプ工業株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 新島 敏也  
業務執行社員  
指 定 社 員 公認会計士 中山 孝一  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中越パルプ工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会、執行役員会など月次に行われる重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるほか、子会社の本社及び事業所を訪問し、質問等を行いました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを往査立ち合い等により確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

中越パルプ工業株式会社  
監査等委員会

常任監査等委員（常勤） 楠原 勝市 ㊞  
監査等委員 山口 敏彦 ㊞  
監査等委員 櫻井 佳世子 ㊞

(注) 監査等委員山口敏彦と監査等委員櫻井佳世子は会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

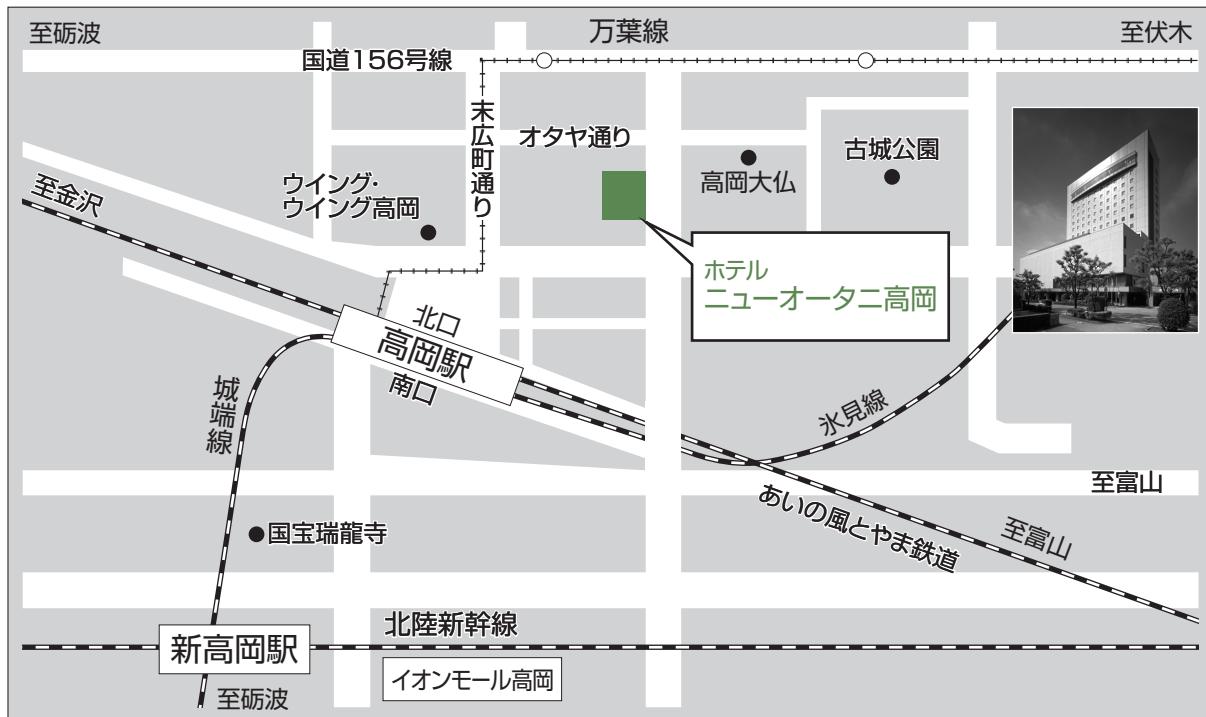
# 株主総会会場ご案内図

## 会場 ホテルニューオータニ高岡

富山県高岡市新横町1番地 T E L : 0766-26-1111 (代表)

### 交通

- あいの風とやま鉄道 高岡駅下車 同駅前より徒歩5分
- 北陸新幹線 新高岡駅下車
  - ①新高岡駅南口バス乗り場1、2番より高岡駅行きシャトルバスに乗車、約8分
  - ②同駅前よりタクシーに乗車、約11分
- お車でお越しの場合は以下の駐車場をご利用ください。
  - ①ホテルニューオータニ高岡地下駐車場
  - ②市営御旅屋駐車場



本用紙は「里山物語 雷鳥上質」を使用しています。  
里山物語HP <https://www.satoyama-paper.net/>

